

筑波研究学園都市交流協議会の概況

(略称「筑協」)

<経緯>

筑波研究学園都市は、昭和 38 年の閣議了解により国家プロジェクトとして建設が始まって以来、国、独立行政法人、国立研究開発法人、民間合わせて 300 を超える研究機関や事業所が立地し、発展してきた。

筑波研究学園都市で 30 年近く研究交流や都市づくりに向けて活動してきた筑研協(筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会)と研学協(筑波研究学園都市協議会)の 2 機関は、より一層、効率的かつ積極的な活動を行うため、統合することとなった。これにより「筑波研究学園都市交流協議会」を平成 16 年 6 月 24 日(2004 年)に設立したものである。

<目的・活動>

筑波研究学園都市交流協議会は、筑波研究学園都市の国際性を活かし、筑波研究学園都市の将来像をふまえ、会員相互が研究交流、共通問題等について相互に緊密に連携し、必要な意見交換を行うとともに、真に住み良い成熟した都市づくりを図ることを目的として、次の事項について協議するとともに必要な活動を行う。

- (1) 研究交流及び産学官連携に関すること
- (2) 都市づくり及び環境に関すること
- (3) 普及広報及び情報発信に関すること
- (4) 国際交流・協力に関すること
- (5) その他共通問題等への対応

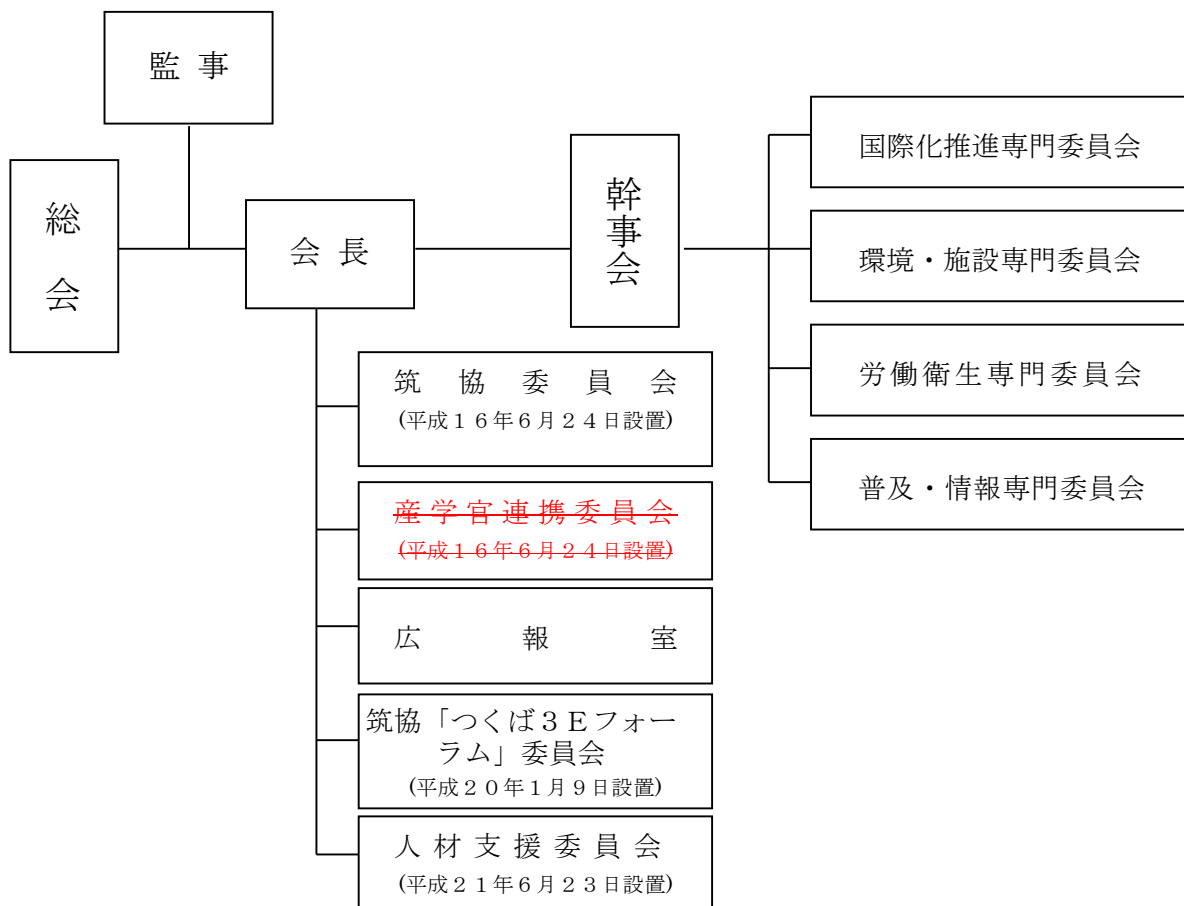
<組織>

筑波研究学園都市交流協議会は、筑波研究学園都市に所在する産・学・官の各機関の機関長から構成され、事務局は、茨城県、つくば市、研究交流センターが担当している。

構成会員 88 機関 (平成 30 年 5 月 31 日現在)

- ・地方自治体 3 機関、国の機関 8 機関、国立研究開発法人 13 機関、独立行政法人 5 機関、国立大学法人等 3 機関
- ・公益法人等 19 機関 ・学校法人 6 機関 ・民間機関 31 機関

◆組織体制図



筑波研究学園都市交流協議会規約

(略称：筑協)

(名称)

第1条 本会は、筑波研究学園都市交流協議会（以下「筑協」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、筑波研究学園都市の国際性を活かし、筑波研究学園都市の将来像をふまえ、会員相互が研究交流、共通問題等について相互に緊密に連携し、必要な意見交換を行うとともに、真に住み良い成熟した都市づくりを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 筑協は前条の目的達成のため、次の事項について協議するとともに必要な活動を行うものとする。

- (1) 研究交流及び産学官連携に関すること。
- (2) 都市づくり及び環境に関すること。
- (3) 普及広報及び情報発信に関すること。
- (4) 国際交流・協力に関すること。
- (5) その他共通問題等前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 筑協は、別表の参加機関の長等（以下「会員」という。）と特に認められた者（以下「特別会員」という。）をもって構成する。

- 2 筑協に会員として新たに加える場合は、会員の推薦を記した加盟申し込みと総会の承認を必要とする。
- 3 特別会員の登録は、筑協の委員会等活動に参加した経験等があり、今後の筑協の活動に寄与することが期待される者を会長が総会へ推薦することとし、総会の承認を必要とする。
- 4 会員は、それぞれ当該会員が指名する補佐役を置くものとする。なお、会員が必要と認めるときは、補佐役にその職務を代行させることができる。
- 5 会員又は特別会員がやむを得ない事由により、本会を退会する旨の届出をしたときは、

本会の構成から除外するものとする。会員が解散したときも同様とする。

(役員)

第5条 筑協に次の役員を置く。

- (ア) 会長 1名
- (イ) 副会長 5名
- (ウ) 幹事 15名以内
- (エ) 常任幹事 5名
- (オ) 監事 2名

- 2 役員は、常任幹事を除き、会長が指名する。
- 3 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。なお、役員が任期中に機関等の長を辞任したときは、後任者が残任期間を引き継ぐものとする。
- 4 特別会員は、役員となることができない。
- 5 会長は、筑協を代表し、会務を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 幹事は、筑協の運営に関する事項を審議する。
- 8 常任幹事は、茨城県産業戦略部技術振興局長、茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課長、つくば市政策イノベーション部長、つくば市政策イノベーション部科学技術振興課長及び文部科学省研究交流センター所長とする。
- 9 監事は、筑協の会計経理の状況を監査し、その結果を会員に報告する。

(総会)

第6条 総会は、会長がこれを召集し、主宰する。

- 2 会長は、少なくとも毎年度1回以上総会を開催し、必要と認めた場合には、臨時総会を開催できる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 役員を選出に関すること。
 - (4) 事業の報告及び計画に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。

(幹事会)

第7条 筑協の円滑な運営を図るため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、会長、副会長、幹事、常任幹事、各委員会の委員長、広報室長及び各専門委員会の委員長により構成するものとし、筑協の運営に関する事項を審議し、会務を処理する。
- 3 幹事会は、必要に応じ、随時、会長がこれを召集し、主宰する。
- 4 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる

(筑協委員会、~~産学官連携委員会~~、広報室、筑協「つくば3Eフォーラム」委員会及び人材支援委員会)

第8条 会長の下に、筑協委員会、~~産学官連携委員会~~、広報室、筑協「つくば3Eフォーラム」委員会及び人材支援委員会を設ける。

- 2 筑協委員会は、筑協固有の問題の調査、検討、企画調整及び立案を行う。
- ~~3 産学官連携委員会は、産学官連携に関する調査、検討、企画調整、立案、提言を行う。~~
- 3 広報室は、筑協の活動、情報を内外に周知する活動を行う。
- 4 筑協「つくば3Eフォーラム」委員会は、3Eシティーつくばモデルを構築するための各研究機関等における取り組みと連携を推進するための調整を行う。
- 5 人材支援委員会は、各参加機関における人材の育成、活用等の取り組みを促進し、相互の連携を強化するための支援を行う。
- 6 上記各委員会は、参加機関の職員（以下「構成員」という。）のうちから、会長の指名する委員長及び委員によって構成する。
- 7 上記各委員会は、委員長がこれを招集する。
- 8 上記各委員会は、必要に応じ、時限的な組織としてタスクフォース等を設けることができる。
- 9 会長は、上記各委員会の委員に構成員以外から特別に指名することができる。

(専門委員会)

第9条 幹事会に必要に応じ、専門委員会等を設けることができる。

- 2 専門委員会等は、幹事会の議により設けるものとし、会長が指名する委員長及び委員によって構成する。

- 3 専門委員会等は、委員長がこれを招集する。
- 4 専門委員会等の運営については、専門委員会等ごとに別途定める内規による。
- 5 幹事会は、専門委員会等の委員に構成員以外から特別に指名することができる。

(関係出席者)

第10条 会長は、必要に応じ、関係者が総会及び幹事会に出席することを認めることができる。

- 2 筑協委員会、~~産学官連携委員会~~、広報室、筑協「つくば3Eフォーラム」委員会、人材支援委員会及び専門委員会等（以下「委員会等」という。）の委員長は、必要に応じ、関係者が委員会等に出席することを認めることができる。

(定足数)

第11条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 幹事会は、幹事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会等は、委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(議決)

第12条 総会、幹事会及び委員会等の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(提携機関)

第13条 筑協は、筑協の活動に賛同し、筑協との提携を希望する非営利活動法人及び営利を目的としない協議会等を提携機関とすることができる。

- 2 提携機関として認定する場合は、提携を希望する機関からの申し入れと総会での承認を必要とする。
- 3 提携機関から本会との提携関係を解消する旨の申し入れがあったときは、提携を解消する。提携機関が解散したときも同様とする。

(事務局)

第14条 筑協の事務局は、文部科学省研究交流センターに置く。事務局長は、同センター所長とする。

- 事務局は、原則として茨城県、つくば市及び研究交流センターの職員をもって構成する。
- 会長、副会長及び幹事等の機関の職員は、事務局の活動に参画することができる。

(経費及び会計)

第15条 筑協の運営に要する経費は、会員から徴収する会費等によって賄うものとする。

- 会員は、筑協の会計年度内に会費を納入することとする。再度の請求にも拘わらず納入しなかった場合は、退会したものとみなす。
- 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業である会員のうち、創業からおおむね5年未満であって、財政基盤が特に脆弱であると認められるものについては、納入すべき会費を半額とすることができる。
- 筑協の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃等)

第16条 この規約の改廃は、**筑協**総会の議により行うものとする。

- この規約の定めのほか、筑協の運営に関し必要な事項は、**筑協**総会の議を経て定める。

附 則

- この規約は、平成16年6月24日から施行する。
- 第5条第3項の規定にかかわらず、初代の役員の任期は、平成16年6月24日から平成18年6月30日までとする。
- 平成16年度については、第14条第2項の規定にかかわらず、筑協の会計年度は、平成16年6月24日から、平成17年3月31日までとする。
- 平成16年度については、会費は、別表のとおりとする。

附 則

- この規約は、平成17年1月5日から施行する。
- 平成17年度について、会費は、別表のとおりに改める。

附 則

- この規約は、平成17年6月22日から施行する。

2 平成17年度について、会費は、別表のとおりに改める。

附 則

1 この規約は、平成18年6月16日から施行する。

2 平成18年度について、会費は、別表のとおりに改める。

附 則

この規約は、平成19年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年1月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月20日から施行する。

別表

1 固定会費の機関

		会費の額
旧 研学協	茨城県	400,000 円
	つくば市	200,000 円
	都市再生機構首都圏ニュータウン本部茨城業務部	80,000 円
	筑波都市整備株式会社	80,000 円
旧 筑研協	筑波大学	80,000 円
	産業技術総合研究所	80,000 円
	農業・食品産業技術総合研究機構	80,000 円

2 職員数により会費を算出する機関

	職員数	会費の額
1	100 人未満	33,000 円
2	100 人以上 200 人未満	36,000 円
3	200 人以上 300 人未満	39,000 円
4	300 人以上 400 人未満	42,000 円
5	400 人以上 500 人未満	45,000 円
6	500 人以上 600 人未満	48,000 円
7	600 人以上 700 人未満	51,000 円
8	700 人以上 800 人未満	54,000 円
9	800 人以上 900 人未満	57,000 円
10	900 人以上 1,000 人未満	60,000 円
11	1,000 人以上	80,000 円

筑波研究学園都市交流協議会会員

平成30年5月31日

1	茨城県
2	つくば市
3	つくばみらい市
4	土浦市
4	独立行政法人国立公文書館つくば分館
5	独立行政法人国際協力機構筑波国際センター
6	文部科学省研究交流センター
7	独立行政法人国立科学博物館筑波地区
8	国立研究開発法人物質・材料研究機構
9	国立研究開発法人防災科学技術研究所
10	独立行政法人教職員支援機構
11	国立研究開発法人科学技術振興機構
12	国立研究開発法人理化学研究所筑波事業所
13	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センター
14	国立大学法人筑波大学
15	国立大学法人筑波技術大学
16	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
17	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
18	農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
19	農林水産研修所つくば館
20	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
21	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
22	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所
23	国立研究開発法人産業技術総合研究所
24	国土交通省国土技術政策総合研究所
25	国土地理院
26	気象庁気象測器検定試験センター
27	気象研究所
28	気象庁高層気象台
29	国立研究開発法人土木研究所
30	国立研究開発法人建築研究所
31	独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部 茨城業務部
32	国立研究開発法人国立環境研究所
33	公益社団法人科学技術国際交流センター
34	一般社団法人研究産業・産業技術振興協会
35	一般社団法人つくば観光コンベンション協会
36	一般社団法人つくばグローバルイノベーション推進機構
37	一般財団法人茨城県科学技術振興財団
38	一般財団法人研究学園都市コミュニティケープルサービス
39	公益財団法人国際科学振興財団
40	一般財団法人総合科学研究機構
41	公益財団法人つくば科学万博記念財団
42	一般財団法人つくば都市交通センター
43	公益財団法人つくば文化振興財団
44	一般財団法人つくば市国際交流協会
45	一般財団法人日本自動車研究所
46	公益財団法人日本農業研究所実験農場
47	一般財団法人ベターリビングつくば建築試験研究センター
48	一般財団法人リモート・センシング技術センターつくば事業所
49	一般社団法人茨城研究開発型企業交流協会
50	つくば市商工会
51	全農 飼料畜産中央研究所
52	学校法人茗溪学園中学校高等学校
53	学校法人温習塾 つくば秀英高等学校
54	筑波学院大学
55	学校法人つくば総合学院
56	学校法人筑波研究学園
57	学校法人 TSUKUBA GLOBAL ACADEMY Tsukuba International School

58	アステラス製薬株式会社つくば研究センター
59	安藤ハザマ技術研究所
60	イーザイ株式会社筑波研究所
61	NTT アクセスサービスシステム研究所
62	応用地質株式会社
63	株式会社奥村組技術研究所
64	株式会社カスミ
65	協和発酵バイオ株式会社つくば開発センター・ ヘルスケア商品開発センター
66	株式会社熊谷組技術研究所
67	株式会社クラレつくば研究センター
68	JSR株式会社筑波研究所
69	関彰商事株式会社
70	WDB株式会社つくば支店
71	株式会社長大総合研究所
72	東京ガス株式会社つくば支社
73	株式会社つくば研究支援センター
74	つくばコミュニティ放送株式会社
75	筑波都市整備株式会社
76	株式会社つくばマルチメディア
77	戸田建設株式会社技術研究所
78	株式会社ともゑ
79	中山環境エンジニア株式会社
80	日本電気株式会社筑波研究所
81	株式会社フジキン 万博記念 つくば先端事業所
82	ホソカワミクロン株式会社つくば事業所
83	保土谷化学工業株式会社筑波研究所
84	株式会社三井住友銀行つくば支店
85	三菱スペース・ソフトウェア株式会社つくば事業部
86	リンナイ株式会社つくば研修センター
87	株式会社筑波銀行 ビジネスソリューション部
88	株式会社スペースサービス

特別会員

1	高橋 秀知(筑波技術短期大学 名誉教授)
2	巖 文成(国土交通省関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室長)
3	西澤 明(東京大学空間情報科学研究センター 特任教授)

提携機関(NPO 法人等)

1	該当なし
---	------